

# 福祉給付制度適正化条例

## 1. 条例制定の背景

### ①生活を支える経済基盤の弱体化・喪失

非正規雇用の増加、雇用保険未加入者の失業、年金未加入者の増加

### ②親族関係の希薄化

ひとり暮らし世帯、核家族、ひとり親家庭の増加など



公的給付制度の対象者を増加させる要因となっている

### 一方、一部の受給者が…

- 就労支援をはじめとする様々な支援にも関わらず、働く意欲、生活を立て直す意欲を喪失
- 遊興費などに公的給付の大半を費消
- 偽り、その他不正な手段で公的給付を受給

☞こういったケースをマスコミ等が何度も取り上げる



制度、受給者全体が悪いイメージを持たれる

## 2. 対策

生活保護、児童扶養手当などの公的な給付制度を本来の目的にそって運用するためには、制度を広く周知するとともに、市と地域社会が一体となって受給者の自立した生活を支援することが必要である。

このため、市では「福祉給付制度適正化条例」を平成25年4月1日から施行し、地域社会とともに福祉給付制度の信頼回復などを目指す。

## 3. 条例の内容

### (1) 対象となる主な福祉給付制度

- ①生活保護
- ②児童扶養手当

### (2) 市の責務

- ①受給者の健全な生活確保、自立に向けた相談等の援助を行う体制づくり

②偽りその他不正な手段により受給をさせない体制づくり

### (3) 地域社会への協力をお願い

①生活に困窮した方の情報提供

②遊興等に給付金を費やし、常習的に生活困難におちいつている方の  
情報提供

③偽りその他不正な手段により受給していることが疑われるケースの  
情報提供

### (4) その他 適正給付に向けて

①適正化協議会の設置

②適正化推進員の設置

## 4. 条例の本質

### (1) 当たり前前を当たり前前

自立支援のために、当たり前前を当たり前前に言える環境に

### (2) 福祉給付制度の信頼回復

一部のケースのために失われた信頼を給付適正化により取り戻す

### (3) 自立した生活への支援

市と地域が一体となって、受給者の自立した生活を支援

### (4) 無関心から関心へ

市民に地域生活支援への参画、福祉給付制度への関心をうながす意識改革

## 5. 「見守り社会」へ

様々な困難を抱えた人が、安心して暮らせる地域をつくるためには、心が通い合い信頼関係が構築できる「見守り」社会を実現することが必要。

市民一人ひとりが関心を持ち、市を始めとする関係者と連携を図りながら、それぞれの立場において実践的な活動を行なっていただくことが、その「見守り」社会を継続させ、より強固なものとするにつなぐと考える。